## 議事要旨(5)棚卸資産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員(専門委員長)及び高津研究員より、棚卸資産の評価方法である後入先出 法の取扱いに関する専門委員会における検討状況について、検討している会計基準の公開 草案の文案について説明がなされた。説明の後、委員から次のような発言があった。

## (棚卸資産の保有損益相当額を当期の損益から除いた利益情報について)

- ・ 検討している棚卸資産の保有損益相当額を当期の損益から除いた利益情報は、財 務諸表に開示する情報というよりも、有価証券報告書の「事業等のリスク」の開示 などの中で記載されるべき情報と考えられる。
- ・ この情報について会計基準に取扱いを定めることになると、その他の IR 情報にも 検討の範囲が広がる可能性がある。今回、あえて会計基準に定めなくても、企業が 追加的な情報として財務情報に注記することはできるのではないか。
- このような利益情報が企業の実質的な収益力を理解する上で有用であることは広く知られており、こうした情報を財務諸表に開示することができるという方向性に 賛成である。

## (適用初年度の取扱いについて)

・ 適用初年度の取扱いとして、後入先出法からその他の評価方法へ変更した際の当期の損益への影響額が多額である場合に、期首の棚卸資産の保有損益相当額のうち当期の損益に計上された額を特別利益に表示する取扱いが検討されているが、当該保有損益相当額を期首の剰余金の修正として処理することも検討すべきではないか。

## (経過措置について)

・ 会計基準の国際的なコンバージェンスを重視して、後入先出法を廃止した場合に は、これまでこの方法を採用してきた企業において大きな税負担が生じる可能性が ある。こうした問題の解消に向けた検討の時間が必要であること等を考慮すれば、 提案されている後入先出法の採用を一定の期間認めるという経過措置は必要である。

これらの意見を踏まえ、引き続き、会計基準の公開草案を検討することとされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。